

定期講習の受講について

国土交通省住宅局建築指導課

一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、

戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

受講期限内に受講しない場合は、

戒告または2ヶ月間の業務停止処分の対象となります。

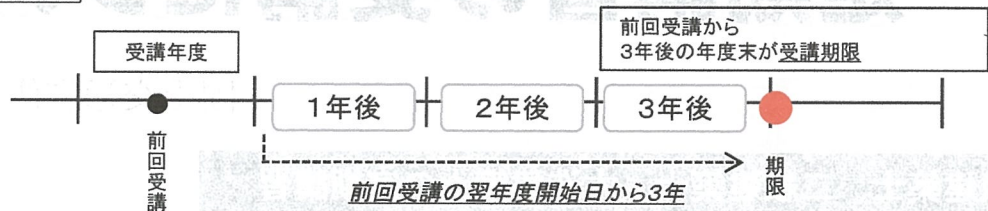
- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設計一級建築士証の交付（新規）又は構造/設計一級建築士定期講習の修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

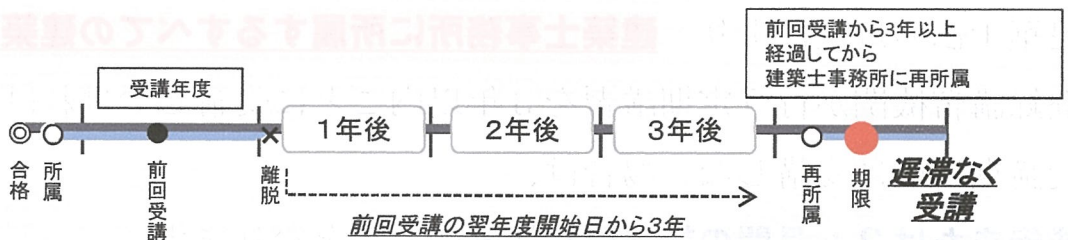
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
[原則]
受講経験あり

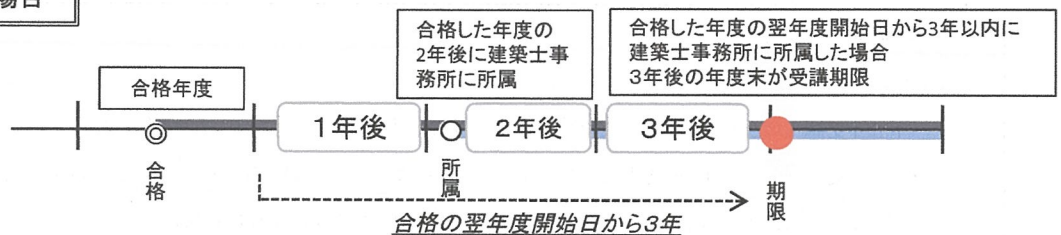


建築士法施行規則
17条の37ハ
[例外]
受講経験有り、前回受講
から3年経過後に再所属

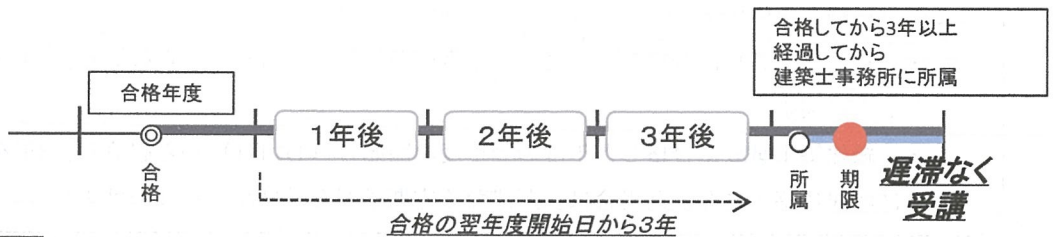


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年度
開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年
度開始日から3年経過後に
所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(公財) 建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.jaeic.or.jp/
(株) 日建学院	一級、二級	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001-2.com/
(株) 総合資格学院法定講習センター	一級、二級	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/
(株) E R I アカデミー	一級、二級	http://www.a-eri.co.jp/
(株) 確認サービス	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/